

障害サービス事業所支援員（臨時職員） 雇用条件

募集内容	障害サービス事業所支援員 1名
業務内容	利用者の創作的活動支援及び生産活動の機会提供
就業場所	吉原つくし（富士市中央町 1-10-35）
雇用期間	令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで ※1 年ごとの契約、勤務成績、勤務態度、能力により更新の場合あり
就業時間	8 時 30 分から 17 時 15 分までの間 1 日の労働時間 7 時間 45 分
休憩時間	1 時間
休日	週 2 日・国民の祝祭日又は代替日、年末年始(12/29 から 1/3 まで)
年次有給休暇	10 日(2 年目以降付与日数増、最大 20 日)
夏季休暇	なし（※7 月以降の採用者は次々年度契約更新後年 3 日付与）
リフレッシュ休暇	なし（※7 月以降の採用者は次々年度契約更新後年 5 日付与）
他休暇・休業	看護休暇（※7 月採用者は次々年度付与）慶弔休暇・育児・介護休業あり
基本給	日額 7,250 円（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士有資格者は 7,300 円）
昇給制度	あり（上限あり）
基本給職歴換算	なし
諸手当	通勤手当あり
賃金締日	毎月末
賃金支払日	翌月 21 日（土日祝日の場合その前日）に口座振込
賞与	あり（6 月・30 日、12 月・30 日）※採用初年度賞与は勤務日数等により支給
退職金	あり（特定退職金共済）
必要な資格	普通運転免許（AT 限定）
社会保険	あり
雇用保険	あり
労災保険	あり
勤労者サービスセンター	あり
疾病予防事業	あり
健康診断	あり
その他	※他は職員就業規則及び給与規程等による